

厚生労働省
令和6年8月29日
09時00分現在

令和6年台風第10号について（第5報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 8/26 15:00 厚生労働省災害情報連絡室設置
- (2) 8/28 8:00 厚生労働省災害対策本部設置
- (3) 8/28 10:15 厚生労働省災害対策本部会議（第1回）

2 医療関係

(1) 医療関係全般（8月29日 8時00分時点）

・各都道府県に対し、台風の影響による医療施設等の被害情報についてEMIS等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくことなどの注意喚起を依頼（8/26）

・日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会の3団体に対し、今回の台風についての警戒・周知に関する協力を依頼（8/28）

8月 26日	鹿児島県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月 27日	静岡県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月 28日	愛知県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月 28日	宮崎県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月 28日	熊本県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月 28日	福岡県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月 28日	佐賀県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月 28日	大分県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月 28日	愛媛県	EMIS 警戒モードに切り替え。

(2) 医療施設の被害状況（8月29日 8時00分時点）

鹿児島県内の8医療機関（医科・病院及び有床診療所）、宮崎県内 1医療機関（医科・病院及び有床診療所）で以下のとおり報告あり。（8/29）

・9医療機関で停電

⇒ うち3医療機関は解消済み、うち6医療機関は自家発電で対応中

市町村名	被災施設数	被災状況別内訳
------	-------	---------

鹿児島県				浸水等		停電		断水	
		最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
		9	7	0	0	9	7	0	0
	喜界町(きかいちょう)	1	0	0	0	1	0	0	0
	瀬戸内町(せとうちちょう)	1	0	0	0	1	0	0	0
	屋久島町(やくしまちょう)	1	1	0	0	1	1	0	0
	枕崎市(まくらざきし)	1	1	0	0	1	1	0	0
	鹿屋市(かのやし)	1	1	0	0	1	1	0	0
	鹿児島市	3	2	0	0	3	2	0	0
宮崎県									
	宮崎市	1	1	0	0	1	1	0	0

(3) DMAT 派遣状況 (8月 29日 8時時00分時点)

九州・沖縄ブロックの DMAT に対して、自動待機基準が適応され、各地で待機。

(4) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

都道府県、関係団体に対し、注意喚起するとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(8/26・28)。

現時点で被害報告無し。

3 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。

(2) 障害者関係施設の被害状況

鹿児島県大島郡龍郷町において2施設に停電あり。(8/28)

→復旧済み (8/28)

(3) その他

- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、台風等の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況等の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼 (8/26)。

・各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等への非常用自家発電設備の燃料確保の手段、被害があった場合やDWATの派遣が必要になる場合に備えた連絡体制の確認を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、長期停電等に備えた非常用自家発電設備の動作確認、燃料、水や食料等の備蓄状況、避難確保計画等の確認を行うなど事前の備えに万全を期すための注意喚起を実施(8/28)。

4 保健・衛生関係

(1) 人工透析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼(8/26)。

現時点で被害報告無し。

(2) 人工呼吸器使用者の安否

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(8/26)。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼(8/26)。

現時点で被害報告無し。

(3) 被災者の健康管理

・各都道府県等に対し、台風の影響による保健所等の被害情報の収集や連絡体制の確保を要請。また、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うにあたり、十分な対策を行うように依頼(8/26)。

・現時点で被害報告無し(鹿児島県、宮崎県、大分県より聴取)。

・避難所における食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について事務連絡をリーフレットと共に発出した(8/28)※「令和6年台風第10号に伴い設置された避難所での食中毒対策について」(令和6年8月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)。

(4) 感染症対策

感染症対策・避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とり

一フレットを発出するとともに、国立感染症研究所の専門家を派遣可能であることを周知。(8/28) ※「令和6年台風第10号に伴う災害に係る感染症予防対策等について」(令和6年8月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡)

(5) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を発出(8/28)。

※「【事務連絡】令和6年台風第10号に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和6年8月28日付け関係課連名事務連絡)

5 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

都道府県等に対し、注意喚起するとともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(8/26)。

現時点で被害報告なし。

(2) 輸血用血液製剤の供給

採血事業者(日赤)に対し、注意喚起するとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(8/26)。

現時点で被害報告なし。

(3) 毒物劇物

都道府県等に対し、注意喚起するとともに、毒物劇物関係の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(8/26)。

現時点で被害報告なし。

6 地方支分部局関係

(1) 都道府県労働局関係(管内の状況) 【8月28日18:15時点】

○ 鹿児島労働局

【臨時閉庁】

閉庁施設：鹿児島県内のすべての施設

(名瀬公共職業安定所徳之島分室除く)

閉庁時間：令和6年8月28日(水) 12時

【業務再開】

名瀬労働基準監督署：8/29(木) 閉庁予定

名瀬公共職業安定所：8/29（木）開庁予定

その他の施設：8/30（金）時間未定（台風通過後隨時）

○宮崎労働局

【臨時閉庁】

閉庁施設：宮崎県内のすべての施設

閉庁時間：令和6年8月29日（木）8時30分

【業務再開】

すべての施設：9/2（月）8時30分

○熊本労働局

【臨時閉庁】

閉庁施設：熊本県内のすべての施設

閉庁時間：令和6年8月29日（木）8時30分

【業務再開】

すべての施設：9/2（月）8時30分

○長崎労働局

【臨時閉庁】

閉庁施設：長崎県内のすべての施設

（対馬署所、壱岐出張所、壱岐駐在事務所を除く）

閉庁時間：令和6年8月29日（木）8時30分

【業務再開】

すべての施設：8/30（金）時間未定（台風通過後隨時）

7 障害者支援関係

（1）特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（8/28）

（2）災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。

（8/28愛知県、鹿児島県）

8 医療保険関係

○被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（8/28）。

※「令和6年台風第10号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等に

ついて」（令和6年8月28日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/28）。

○ 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和6年8月28日付け保険局保険課事務連絡）を送付（8/28）。

○各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和6年8月28日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（8/28）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和6年台風第10号に伴う災害にかかる後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」

（令和6年8月28日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（8/28）。

※ 平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○ 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（8/28）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（8/28）。

※「令和6年台風第10号に伴う災害にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和6年8月28日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（8/28）。

9 介護保険関係

（1）被災した要介護高齢者等への対応について

○災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の

減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請(8/28 愛知県、**鹿児島県**)。

○当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡(8/28)。

○また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出(8/28)。

(2) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

○要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知(8/28)。

10 労働基準関係

(1) 労働基準関係の業務運営について

各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示(8/28)。(事務連絡「自然災害時における労働基準関係行政の運営について(令和6年台風第10号に伴う災害)」)

- ①労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
- ②労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
- ③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

○独立行政法人労働者健康安全機構において専用のダイヤルを設け、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に 対応(8/29~)

11 年金関係

○市町村等に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう周知について通知を発出するとともに、日本年金機構に対しても指示。(8/28)

○日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出。(8/28)

12 消費生活協同組合関係

- 国が所管する共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会に対し、災害救助法が適用された自治体において、①共済証書等を焼失又は流出した共済契約者に、簡易な確認方法をもって共済金の支払いの利便を図ること。②被災した共済契約者への共済金の支払いができる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込猶予期間の延長等を行うこと。③共済契約の更新手続きにおいて猶予期間を設けることなどの取扱い措置を講ずるよう依頼する通知を発出（8/28）。

以上